

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び本部町景観条例（本部町条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第 2 条 条例第 2 条第 4 号に規定する建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁、垣（生け垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの
- (2) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- (5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔その他これらに類するもの
- (6) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設
- (8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- (11) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設
- (12) 墳墓類
- (13) 電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの

(景観計画区域内における行為の届出)

第 3 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出は、本部町景観計画区域内行為届出書（第 1 号様式）により別表 1 に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、本部町景観計画区域内行為変更届出書（第 2 号様式）により別表 1 に定める必要な図書を添付して行うものとする。

(適合通知)

第 4 条 町長は、法第 16 条第 1 項又は同条第 2 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が法第 8 条第 1 項に基づく本部町景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、本部町景観計画区域内における行為の制限の適合通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

(届出及び勧告等の適用除外)

第5条 条例第11条で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の延べ床面積（増築にあつては、増築後の延べ床面積）が1,000平方メートル以下で、高さ（増築にあつては、増築後の高さ。）が10メートル未満のもの。但し、景観形成重点地区に指定されている備瀬地区においては、当該建築物の延べ床面積（増築にあつては、増築後の延べ床面積）が1,000平方メートル以下で、1階建てのもの
- (2) 建築物の外観の変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該建築物の延べ床面積が1,000平方メートル以下で、高さが10メートル未満のもの及びこれらの行為による当該建築物の外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の過半に満たないもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、別表2に掲げるもの
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、別表2に掲げるもの及びこれらの行為による当該工作物の外観の変更の範囲が10平方メートル以内であるもの
- (5) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為は、その規模が、1,000平方メートル未満のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと町長が認めるもの

(景観委員会への意見聴取)

第6条 町長は、条例第13条の規定による助言及び指導又は条例第14条の規定による勧告、命令及び公表、若しくは条例第15条の規定による要請をしようとする場合において、必要があると認めるときは、条例第25条第1項に規定する本部町景観委員会の意見を聴くものとする。

(届出をした者に対する勧告)

第7条 法第16条第3項の規定による勧告は、本部町景観計画区域内行為設計変更等勧告書（第4号様式）によるものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第8条 法第16条第5項に規定する通知は、本部町景観計画区域内行為通知書（第5号様式）により別表1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第6項に規定する協議を求めるときは、本部町景観計画区域内行為協議書（第6号様式）によるものとする。

(変更命令等)

第9条 法第17条第1項の規定による命令は、本部町景観計画区域内行為設計変更等命令書（第7号様式）によるものとする。

2 法第17条第4項に規定する通知は、本部町景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書（第8号様式）によるものとする。

3 法第 17 条第 5 項の規定による命令は、本部町景観計画区域内行為原状回復等命令書（第 9 号様式）によるものとする。

4 法第 17 条第 7 項に規定する報告は、本部町景観計画区域内行為状況等報告書（第 10 号様式）によるものとする。

5 法第 17 条第 8 項及び法第 23 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、本部町職員服務規程（昭和 48 年 6 月 9 日訓令第 1 号）第 5 条に規定する身分証明書とする。

（行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知）

第 10 条 町長は、法第 18 条第 2 項の規定により期間を短縮したときは、本部町景観計画区域内行為着手期間短縮通知書（第 11 号様式）により、法第 16 条第 1 項又は同条第 2 項の規定による届出をした者に通知するものとする。

（指導）

第 11 条 条例第 13 条の規定による指導は、本部町景観計画区域内行為設計変更等指導書（第 12 号様式）によるものとする。

（要請）

第 12 条 条例第 15 条の規定による要請は、本部町景観計画区域内行為設計変更等要請書（第 13 号様式）によるものとする。

（景観重要建造物の標識）

第 13 条 町長は、法第 19 条に規定する景観重要建造物の指定をしたとき、法第 21 条第 2 項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- （1）景観重要建造物である旨
- （2）景観重要建造物の名称
- （3）指定番号及び指定年月日
- （4）その他町長が必要と認める事項

（景観重要樹木の標識）

第 14 条 町長は、法第 28 条に規定する景観重要樹木の指定をしたとき、法第 30 条第 2 項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- （1）景観重要樹木である旨
- （2）景観重要樹木の名称
- （3）指定番号及び指定年月日
- （4）その他町長が必要と認める事項

（建築物及び工作物の高さの算定）

第 15 条 建築物及び土地に定着する工作物の高さは、地盤面からの高さによるものとする。

2 前項の「地盤面」とは建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 2 項の規定によるものとする。

（公表する事項）

第 16 条 条例第 14 条第 1 項に規定する公表は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(2) 建築行為等の対象行為、位置及び区域

(3) 町長の勧告の内容及び当該勧告に従わなかった旨

2 条例第14条第1項の規定による公表は、告示及びその他の方法により行うものとする。

(委任)

第17条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第1号関係) 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第2号関係)	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	配置図 (縮尺1/200程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の境界線 ⑤敷地内における届出に係る建築物等の位置 ⑥届出に係る建築物等と他の建築物等との別 ⑦建築物等の各部分の高さ ⑧擁壁 ⑨敷地の接する道路の位置及び幅員 ⑩敷地及び道路の高低差 ⑪植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ⑫垣、柵、塀、張り芝等の位置 ⑬外構施設の位置及び材料 ⑭ごみ置場 ⑮現況写真の撮影位置及び撮影方向	緑地の割合などを表示すること。
	各階平面図 (縮尺1/100程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④開口部の位置	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては添付を要しない。
	2面以上の立面図 (縮尺1/100程度)	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩(マンセル値表示)	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。色彩については、色調をできるだけ詳しく記入すること。
	2面以上の断面図 (縮尺1/100程度)	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④道路、擁壁、垣、柵の位置及び高さ	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（法第16条第1項第3号関係）	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	現況図 （縮尺1/1,000程度）	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断面図の位置及び方向 ⑦現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 （縮尺1/1,000程度）	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④行為後の土地利用計画及び緑化計画	緑地の割合などを表示すること。
	縦横断面図 （縮尺1/1,000程度）		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
4 土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	現況図 （縮尺1/1,000程度）	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断面図の位置及び方向 ⑦現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 （縮尺1/1,000程度）	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ⑤行為後の措置及び緑化計画	
	縦横断面図 （縮尺1/1,000程度）		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	

行為の種類	図 書		
	種類	明示すべき事項	備考
5 屋外における物件の集積又は貯蔵	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	物件の種類を表示すること。
	配置図 (縮尺 1 / 500 程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の形状及び寸法 ⑤物件の集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 ⑥行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ⑦隣接する道路の位置及び幅員 ⑧現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	

別表2（第5条関係）

工作物の種類	規模
1 擁壁、垣（生け垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さが3メートル以下のもの
2 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ（当該工作物が建築物と一体となつて設置される場合にあつては、全体の高さ）が、10メートル以下のもので、かつ、築造面積が500平方メートル以下のもの
3 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
4 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの	
5 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔その他これらに類するもの	
6 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
7 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	
8 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュャープラントその他これらに類する製造施設	
9 自動車車庫の用に供する立体的な施設	
10 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
11 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
12 墳墓類	
13 電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの	

本部町景観計画区域内行為届出書

年 月 日

本部町長

住所
届出者 氏名 印
連絡先

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

他法令による地区指定等の状況※1				
行為の場所	本部町			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類 ※2	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
景観形成のために特に配慮した事項	(本部町景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について具体的に記入してください。)			
届出内容の照会先 ※3	住所 事業所名 連絡先 (担当者)			
本部町受付 (本部町記入欄)				

		届出対象行為の内容				
		用 途				
届出対象行為の種類・設計又は施行方法	建築物	敷地面積	m ²	建築面積 ※4	m ²	
		延べ面積	m ²	高さ ※4、※5	m (最高 m)	
		構造 ※6		階数 ※6	地上階 / 地下階	
		屋根の形状 ※7		屋根仕上材 ※7		
		外壁の基本色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
		強調色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
		屋根の色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
		建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 遮へい[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()] <input type="checkbox"/> その他 遮へい[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()]			
		緑地の割合 ※9	%			
		中高木等の有無	有 ・ 無	駐車場の緑化	有 ・ 無	
		模様替等の面積 ※10	m ²			
		工 作 物	用 途			
	構 造			造 築 造 面 積	m ²	
高 さ ※11			m 仕 上 材			
外観の基本色	色相 () / 明度 () / 彩度 ()					
模様替等の面積	m ²					

届出対象行為の内容			
届出対象行為の種類・設計又は施行方法	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発区域の面積	m ²
		行為の目的	<input type="checkbox"/> 住宅(区画)(最小区画面積 m ²) <input type="checkbox"/> その他()
		樹木の保全	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		緑地の割合	%
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的	土地の面積	法面又は擁壁の長さ
		m ²	m
		緑地の割合	法面又は擁壁の長さ
		%	m
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	物件の種類	高さ	土地の面積
		m	m ²

備考

- ※1 他法令による地区指定等の状況欄には、農用地、自然公園区域など他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
- ※2 行為の種類欄は、にレ印をつけて、建築物、工作物にあっては、該当する行為を○で囲んでください。
- ※3 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で、照会に回答し得る者について記入してください。(届出者の代理人、行為の直接の担当者等)
- ※4 建築物の面積及び高さ等の欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入して下さい。
- ※5 建築物の高さの欄の括弧書には、塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までの高さを記入して下さい。
- ※6 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例:RC造、地上6階地下1階)
- ※7 屋根の形状、仕上欄には、寄棟、陸屋根等の別を記入してください。(例:寄棟、赤瓦)
- ※8 建築物等の外壁、屋根の色彩については、マンセル値を記入してください。強調色とは、背景となる色との差が大きいアクセントとなる色です。
- ※9 緑地の割合の欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
- ※10 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- ※11 工作物の高さの欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入して下さい。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあつては、建築物が接する地盤面から工作物の上端までの高さを記入してください。
- ※12 この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表1に掲げる図書(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

本部町景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

本部町長

届出者 住所
氏名 印
連絡先

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日 号	
行為の場所	本部町	
設計又は施行方法 の変更の概要	変更前	変更後
変更の理由		
※本部町受付 (本部町記入欄)		

備考1 ※の欄には記入しないでください。

備考2 設計又は施行方法の変更の内容がわかる書類及び図書を添付してください。

第 年 月 日
号

殿

本部町長

印

本部町景観計画区域内における行為の制限の適合通知書

年 月 日付で届出のあった行為については、本部町景観計画に定められた当該行為の制限に適合していますので通知します。

行為の場所	
行為の種類	
景観計画区域内における行為届出日	
備考	

第 年 月 日
年 月 日

殿

本部町長

印

本部町景観計画区域内行為設計変更等勧告書

年 月 日付で届出のあった行為については、景観法第16条3項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 設計変更等勧告の対象となる行為

2 勧告の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

本部町景観計画区域内行為通知書

年 月 日

本部町長

住所
届出者 氏名 印
連絡先

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

他法令による地区 指定等の状況※1				
行為の場所	本部町			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類 ※2	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
景観形成のために特に配慮した事項	(本部町景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について具体的に記入してください。)			
届出内容の照会先 ※3	住所 事業所名 連絡先 (担当者)			
本部町受付 (本部町記入欄)				

届出対象行為の内容					
届出対象行為の種類・設計又は施行方法	建築物	用途			
		敷地面積	m ²	建築面積 ※4	m ²
		延べ面積	m ²	高さ ※4、※5	m (最高 m)
		構造 ※6		階数 ※6	地上階 / 地下階
		屋根の形状 ※7		屋根仕上材 ※7	
		外壁の基本色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()		
		強調色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()		
		屋根の色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()		
		建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 遮へい[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()] <input type="checkbox"/> その他 遮へい[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()]		
		緑地の割合 ※9	%		
		中高木等の有無	有 ・ 無	駐車場の緑化	有 ・ 無
		模様替等の面積 ※10	m ²		
	工作物	用途			
		構造	造	築造面積	m ²
高さ ※11		m	仕上材		
外観の基本色		色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
模様替等の面積		m ²			

届出対象行為の内容			
届出対象行為の種類・設計又は施行方法	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発区域の面積	m ²
		行為の目的	<input type="checkbox"/> 住宅(区画)(最小区画面積 m ²) <input type="checkbox"/> その他()
		樹木の保全	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		緑地の割合	%
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的	土地の面積	法面又は擁壁の長さ
		m ²	m
		緑地の割合	法面又は擁壁の長さ
		%	m
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	物件の種類	高さ	土地の面積
		m	m ²

備考

- ※1 他法令による地区指定等の状況欄には、農用地、自然公園区域など他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
- ※2 行為の種類欄は、にレ印をつけて、建築物、工作物にあっては、該当する行為を○で囲んでください。
- ※3 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で、照会に回答し得る者について記入してください。(届出者の代理人、行為の直接の担当者等)
- ※4 建築物の面積及び高さ等の欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入して下さい。
- ※5 建築物の高さの欄の括弧書には、塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までの高さを記入して下さい。
- ※6 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例:RC造、地上6階地下1階)
- ※7 屋根の形状、仕上欄には、寄棟、陸屋根等の別を記入してください。(例:寄棟、赤瓦)
- ※8 建築物等の外壁、屋根の色彩については、マンセル値を記入してください。強調色とは、背景となる色との差が大きいアクセントとなる色です。
- ※9 緑地の割合の欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
- ※10 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- ※11 工作物の高さの欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入して下さい。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあつては、建築物が接する地盤面から工作物の上端までの高さを記入してください。
- ※12 この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表1に掲げる図書(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

第 年 月 日
号

殿

本部町長

印

本部町景観計画区域内行為協議書

景観法第16条6項の規定により、 年 月 日付けで提出された通知書の
行為に関し、下記のとおり協議を求めます。

記

1 通知のあった行為

2 協議事項

第 年 月 日 号

殿

本部町長

印

本部町景観計画区域内行為設計変更等命令書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条1項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条1号の規定により、罰金に処されることがあります。

記

- 1 設計変更等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

※行政不服審査及び行政事件訴訟法に係る手続きについては、下記をご参照ください。

教示1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に本部町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

教示2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、本部町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日
号 日

殿

本部町長

印

本部町景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 延長の理由

第 年 月 日 号

殿

本部町長

印

本部町景観計画区域内行為原状回復等命令書

第 号により通知した変更命令に係る行為について、景観法第17条5項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第100条の規定により、懲役又は罰金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

※行政不服審査及び行政事件訴訟法に係る手続きについては、下記をご参照ください。

教示1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に本部町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

教示2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、本部町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

本部町景観計画区域内行為状況等報告書

本部町長

届出者 住所
氏名 印
連絡先

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第 17 条第 7 項の規定により、変更命令等を受けたその後の措置の状況を、次のとおり報告します。

行為の場所	
行為の種類	
変更命令等の内容	
措置の実施状況	

第 年 月 日 号

殿

本部町長

印

本部町景観計画区域内行為期間短縮通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり同条第 1 項に規定する期間を短縮したので通知します。

記

1 行為の場所

2 行為の期間 年 月 日から 年 月 日

3 行為の種類

4 届出者 住所
氏名

5 行為を着手することができる日 年 月 日

第 年 月 日
号 日

殿

本部町長

印

本部町景観計画区域内行為設計変更等指導書

本部町景観条例第13条の規定により、 年 月 日までに次の措置を執るよう指導します。

行為の場所	
行為の種類	
指導の内容	
備考	

第 年 月 日

殿

本部町長

印

本部町景観計画区域内行為設計変更等要請書

本部町景観条例第 15 条の規定により、 年 月 日までに次の措置を執るよう要請します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
要 請 の 内 容	
備 考	